

音更町 I C 工業団地賃貸事業のご案内

(賃貸する土地)

- 音更町 I C 工業団地内公社保有地で別表に記載する土地（現区画の分割賃貸不可）

(募集期間)

- 賃貸用地が限度となるまで随時受け付けます。

(対象企業)

- 業種（日本標準産業分類による）

- (1) 製造業
- (2) 卸売業
- (3) 自然科学研究所（試験研究施設）
- (4) その他理事長が必要と認める企業

（例：運送業については倉庫業、こん包業等を複合的に行う企業等）

- 上記業種で、音更町特別工業地区建築条例に規定する建築物の範囲です。
- 常用雇用者5名以上

(申込手続)

- 土地貸付申込書により申し込んでください。
- 事業計画書等の書類と事業資金の金融機関等の証明が必要です。
- 審査の上、結果を通知します。

(土地の購入希望者との調整)

- 申込みのあった土地について審査中に購入申込があった場合は、購入が優先されます。

(契約)

- 契約は、事業用借地権設定の覚書と公正証書によります。
- 覚書締結に要する費用は賃借人の負担です。
- 公正証書作成に要する費用は賃借人の負担です。
- 連帯保証人1名を要します。

(借地権及び契約期間)

- 貸付けは借地借家法第23条第2項に定める事業用定期借地権等によるものとし、貸借契約の期間は10年以上20年以下です。
- 事業用建物等の所有を目的とする土地の賃貸のため、居住用の利用はできません。
- 契約の更新はありません。
- 建物の再築による存続期間の延長はありません。
- 建物の買取請求はできません。
- 事業用借地権設定の登記が必要で、登記費用は賃借人の負担です。

(貸付料)

○土地の貸付料は別表のとおりです。

(契約保証金)

- 契約を締結する際に別表の契約保証金を預託が必要です。ただし、預託期間中の契約保証金には利子は付しません。
- 期間満了時等に返還します。ただし、契約に基づいて生じた債務に未払いがあるときは、保証金から未払債務額を差し引いて返還します。
- 契約に基づく業務を履行しないことにより損害を受けたとき、公社は保証金をもってその損害を補てんすることができるものとします。

(着工の開始期限及び届出)

○契約締結（公正証書作成）の日から3月以内に工事に着工していただきます。

(供用開始の届出)

○工場等の供用を開始したときは、その旨を届けていただきます。

(対象土地の購入)

○契約期間中お申出により、いつでも貸付土地を購入することができます。

(原状回復)

- 貸付けを受けた土地について、契約期間中に自らの理由により貸借契約を継続できなくなったとき、又は、期間満了となったときは自らの負担で工場等の構築物を撤去し、原形復旧して返還していただきます。
- 建物の表示、又は所有権保存登記がされている場合には、滅失登記していただきます。
- 登記費用は賃借人の負担となります。

【お問合せ先】 音更町土地開発公社

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地
(音更町役場 商工観光課内)

TEL 0155-42-2111 (内線) 734

FAX 0155-42-2696

E-Mail kosya@town.otofuke.hokkaido.jp

URL <http://www.ic-otofuke.or.jp>